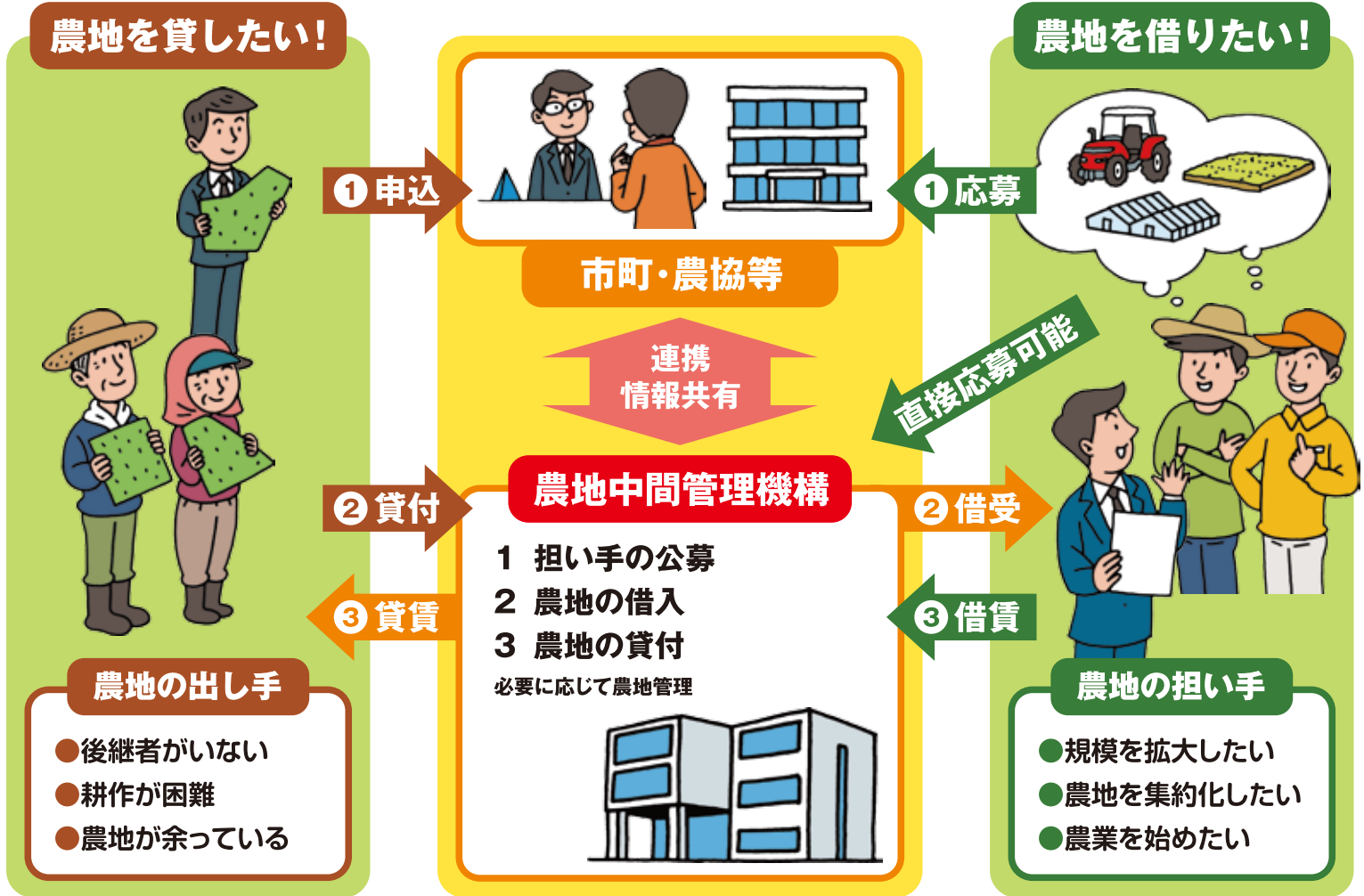


農地中間管理事業を活用しましょう

公的機関である公益社団法人静岡県農業振興公社（農地中間管理機構、通称「機構」）が農地の貸し借りをお手伝いすることになりました。農地を借りたい方は機構にご応募を、農地を貸したい方は市町及び農協の担当課まで貸付希望のお申込をお願いします。



農地中間管理事業活用のための手続き

農地中間管理機構に農地を預けましょう。

- 市町及び農協の担当課に、農用地等貸付申込書に必要事項をご記入の上ご提出ください。
- 機構と関係機関が一丸となって皆様の大切な農地を管理し、担い手につなげて行きます。

担い手の公募に応募しましょう。

- 農地を借りたい方は、機構の公募にご応募ください。
- 基本的に公募は3、6、9、12月に実施しています。

地域の話合いに参加しましょう。

- 地域農業の未来の設計図「人・農地プラン」の作成・実行のために、地域の話合いにご参加ください。
- 要件を満たせば、話合いを実施した地域は地域集積協力金をご利用いただけます。

川勝知事からのメッセージ

人々が地域への愛着や誇りを持って豊かに生活できる美しく活力のある農山村の創造には、農地をより有効に活用し、競争力のある農業を実現することが不可欠です。

農地中間管理機構を活用して、担い手への農地の集積・集約化を進め、耕作放棄地の発生防止に努めましょう。



農地中間管理事業にはこんな効果や支援措置があります

【機構に農地を貸出す場合】

- 公的な機関である機構（公社）が責任を持って借受けます。
- 賃料は、機構（公社）から確実に受け取ることが出来ます。
- 「地域集積協力金」、「経営転換協力金」、「耕作者集積協力金」を受けることができます。

名称	交付対象者・交付要件	交付額
地域集積協力金	地域（字、集落等、概ね10ha以上） 地域の農地が2割超機構に貸し付け	地域の機構貸付率によって (H26・27) 2.0～3.6万円/10a (H28・29) 1.5～2.7万円/10a (H30) 1.0～1.8万円/10a
耕作者集積協力金	機構の借受農地等に隣接する農地で、自ら耕作する農地を 機構に貸し付けた当該農地の所有者、及び、同様隣接農地の 所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者	(H26・27) 2.0万円/10a (H28・29) 1.0万円/10a (H30) 0.5万円/10a
経営転換協力金	経営転換、リタイアする農業者	0.5ha以下 30万円/戸 0.5ha超 2.0ha以下 50万円/戸 2.0ha超 70万円/戸

【機構から農地を借りる場合】

- 経営規模の規模拡大や集約によりコストダウンが図られます。
- 農地を機構から貸出すので、契約期間中は安心して経営できます。
- 賃料の支払は、機構（公社）1か所で済みます。

詳しくは、静岡県農業振興公社のホームページか、以下の連絡先までお問合せください。

静岡県農業振興公社 URL <http://www.shizuoka-nk.or.jp/tyuukannkannri.htm>

担当事務所	住所	電話番号
農地中間管理機構 (静岡県農業振興公社)	〒420-0853 静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル7階	(054) 250-8988
賀茂農林事務所	〒415-0016 下田市中531-1	(0558) 24-2076
東部農林事務所	〒410-0055 沼津市高島本町1-3	(055) 920-2158
富士農林事務所	〒416-0906 富士市本市場441-1	(0545) 65-2197
中部農林事務所	〒422-8031 静岡市駿河区有明町2-20	(054) 286-9276
志太榛原農林事務所	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1	(054) 644-9214
中遠農林事務所	〒438-8558 磐田市見付3599-4	(0538) 37-2269
西部農林事務所	〒430-0929 浜松市中区中央1丁目12-1	(053) 458-7209
県庁農業振興課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号	(054) 221-2617

その他、お近くの市町、農協の農政担当部署にお問合せください。

「静岡県」と「農地中間管理機構」で検索!!

静岡県 農地中間管理機構

検索